

【市内の法人及び個人事業主のための】

ウクライナ情勢に伴う
原油価格・物価高騰等の影響を受けている

事業者

さまへ

支援金

を交付します。

コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けている東久留米市内の事業者に対し、今後の事業継続を支援するため、支援金を交付いたします。

申請期間 令和4年8月15日～令和4年11月30日

交付対象者 申請日時点にて

- ①市内に登記上の本店又は本社等の主たる事業所がある法人
- ②市内に住民登録がある個人事業主

下記事業を申請した方又は申請を予定している方はこの支援金の申請はできません。

- 原油価格・物価高騰等対応家庭廃棄物収集等事業者支援金
- 原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金
- 原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金
- 「子供の食の確保」緊急対応事業補助金

給付額 【算定式】 $(A) \times 15\% + (B) \times 12 \text{ か月} \times 15\%$

(A)：最新の決算書等において計上された水道光熱費

(B)：令和4年1月～6月までの任意の1か月に計上された燃料費

【限度額】 法人30万円 ・ 個人15万円



申請方法

Web申請もしくは東久留米市商工会に郵送

提出書類

※水道光熱費及び燃料費のいずれかの経費のみで申請する場合は、対象となる経費にかかる書類のみを提出してください。

法人・個人共通

- ①令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）
- ②遵守事項に関する確認書（様式第1号の2）
- ③申請書に記載した口座名義通帳の写し（金融機関、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、名義人（カタカナ））が確認できるもの
- ④事業活動に使用した燃料費（ガソリン・軽油・LNG等）の領収書等の写し

法人の場合

- ⑤法人代表者の本人確認書類（免許証等）の写し
- ⑥最新の法人税確定申告書別表1の控えの写し
（収受日付印の押印されたもの又は受信通知を添付）
※開業間もない、収益事業を行っていない等の理由により書類が存在しない場合は、⑦のみ提出
- ⑦履歴事項全部証明書の写し（原則、発行から3か月以内）
- ⑧水道光熱費の根拠となる下記 i、ii のいずれかの書類
i 決算書のうち、「損益計算書」及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」の写し
また、製造原価に水道光熱費を計上している場合、「製造原価報告書」の写し
ii 「事業年度の年間の法人事業収入が確認できるもの※1」の写し
※上記の⑧ i ～ ii の書類には水道光熱費の項目がない、もしくは、その額が明確に特定できない場合等については、経費を明確にするためのその他決算関係書類を添付してください。
※1「事業年度の年間の法人事業収入が確認できるもの」とは、NPO法人や公益財団法人・公益社団法人等において根拠法令等で作成が義務付けられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するものを指します。

個人の場合

- ⑤個人事業主の本人確認書類（免許証等）の写し
- ⑥最新の確定申告書第一表の控えの写し
※開業間もない、収益事業を行っていない等の理由により書類が存在しない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書、又は事業開始等申告書の控え」の写し
（収受日付印の押印されたもの又は受信通知を添付）
- ⑦水道光熱費の根拠となる下記 i、ii のいずれかの書類
i 所得税青色申告決算書の写し
ii 収支内訳書の写し
※上記の⑦ i ～ ii の書類には水道光熱費の項目がない、もしくは、その額が明確に特定できない場合等については、経費を明確にするためのその他決算関係書類を添付してください。

提出書類の詳細等は市ホームページ・申請の手引きをご確認ください。
提出書類の返却はできませんので、ご注意ください。

Web申請

<https://www.higashikurume-support-fund.jp>



郵送

〒203-0052 東久留米市幸町3-4-12 東久留米市商工会
原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金担当 宛

問い合わせ先

東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金コールセンター
TEL：050-3129-9158（9:30～12:00 13:00～16:30）（土日祝日を除く）